

加東市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和6年度定期監査（11月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和6年12月25日

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市監査委員 田 中 正 紀

加東市監査委員 神 田 耕 司

令和6年度定期監査（11月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年11月25日において令和6年度11月期（令和6年4月1日から令和6年10月31日まで）における、総務財政部税務課及び同部防災課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- （1）事務事業が計画的に進められているかどうか。
- （2）事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- （3）人的配置は、適正に行われているかどうか。
- （4）財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- （5）不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和6年度11月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【税務課】

1 監査の結果

税務課は住民税係、資産税係及び徴収係で構成され、事務職員16人、パートタイム会計年度任用職員5人の合計21人である。

市税の予算計上に係る算定方法について確認したところ、前年度実績見込額をベースに、社会情勢等を加味して計上していると説明があった。

令和6年10月末時点の予算執行状況としては、個人市民税では所得割税額の増加による予算額からの増額、法人市民税では申告実績を受けて予算額からの減額、軽自動車税（環境性能割）では車両の販売台数増加などを受けて予算額からの増額、たばこ税では販売本数の減少による予算額からの減額などが見込まれている。なお、全国的には個人市民税及び法人市民税の税収は増加傾向にあると聞いていたが、加東市において、特に法人市民税は引き続き減少となる見込みである。

市税滞納状況について、令和6年10月末時点の滞納者は2,534人（対前年同月433人減）、滞納者のうち過年度分滞納に係る10月の完納者は79人、分納誓約者数は89人（同14人増）となっている。収納率は、現年度71.88%（対前年度0.23ポイント増）、過年度13.61%（同2.14ポイント増）、合計68.97%（同0.22ポイント増）である。

法人住民税に係る eLTAX の利用状況を確認した。

個別資料の市税収納状況と例月出納検査資料との差については、抽出日のタイムラグによるものであることを確認している。

2 意 見

徴収率については、現年度分・過年度分ともに昨年度を上回っており、特に滞納繰越分については積極的な徴収事務の結果と評価する。将来的に税収の増加が期待できないなか、徴収事務の重要性はより高まっている。また、本年度においても厳しい資金運用状況であることから、滞納繰越分はもちろん、現年課税分についても、新たな滞納者を増やさない取組を進め、今後も徴収に努められたい。

個別資料については、処分者数に対する収納額の記載など、業務の成果が表れるような資料にすることが望ましい。

市税とは、市の自主財源の中心である。歳入予算は、歳出の財源として正確に見積もることが必要である。これまでから社会経済状況、法律改正等を鑑み計上されているところではあるが、今後も正確な予算編成となるようご尽力いただきたい。

【防災課】

1 監査の結果

防災課は交通防犯係及び消防防災係で構成され、事務職員 6 人、フルタイム会計年度任用職員 2 人、パートタイム会計年度任用職員 2 人の合計 10 人である。

予算執行状況について、歳出予算の差引過不足額を中心に確認した。令和 6 年 10 月時点で執行残額となるもののうち、消防施設費（消防施設整備事業）の工事請負費については、山国地区防災水槽設置工事において 1 回目の入札は予定価格を上回ったため不調となり 2 回目の入札で落札となったが、結果的に予定価格に対する落札金額の差が大きくなったため、大幅な執行残額が生じたと説明があった。

LED 街路灯は、所有権移転ファイナンスリース契約によって平成 26 年 3 月 27 日から導入されており、令和 6 年 3 月 26 日にリース期間が満了した。以前の監査においては、リース期間満了後は地区において維持管理を行うと説明がされていたが、耐用年数が長いこと及び修繕費用を低く抑えることができることから、地区の負担軽減を目的に修繕費用は市が負担することとしている。

中央防災備蓄倉庫・消防団本団詰所の移転に伴う建設工事について、工期は令和 6 年 3 月 5 日～令和 6 年 9 月 30 日、工事費は 92,334,000 円で、監査時点では既に運用を開始していると説明があった。本施設は社地域小中一貫校の開校に伴うアフタースクールの新設によって移転するものである。

小中一貫校の開校に伴って各小学校が閉校することについて、指定緊急避難場所、指定避難所への影響を確認した。

消防団車両の更新について、令和 6 年 10 月末時点で小型動力ポンプ付ポンプ車 1 台を 28,160,000 円、小型動力ポンプ付積載車 3 台を 36,630,000 円で購入している。平成 29 年 3 月 12 日以降、普通免許の車両総重量及び最大積載量の基準が下げられたことにより、これまでの消防団車両等を運転できない団員が増えていることから、車両の規格を変更して購入したと説明があった。

防犯カメラの設置及び更新状況として、令和 6 年度において 3 台を新規設置、16 台を更新する予定である。また、安全安心のまちづくり活動補助金では、防犯カメラ 2 台の設置に対し補助金 560,000 円を交付している。防犯カメラの設置における今後の方針を確認したところ、維持管理体制には相応の負担を要することから費用対効果を鑑み、新規設置は今後も数台に留めると説明があった。

安全安心のまちづくり活動補助金のなかで、自転車用ヘルメット購入費用の補助金を交付しており、令和 6 年 10 月末時点の補助金額は 65,594 円である。高校生のヘルメット着用に係る勧奨等について確認したところ、努力義務であるため高校に対しての直接的な呼びかけは行っていないと説明があった。

防犯対策事業のうち、ソフト面での取組内容を確認したところ、防災行政無線による特殊詐欺の被害防止への呼びかけ、かとう安全安心ネットによるメール配信での呼びかけ、地区から要望があった場合には警察と連携して防犯・防災に関する講座の開設などが挙げられた。

委託料及び工事に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

2 意 見

防犯対策事業に係るソフト面の取組について、例えば、チラシやポスターなどで緊急連絡先等を周知するなど、地域住民の目に付きやすく、よりインパクトのある啓発方法はないか、ぜひ検討いただきたい。

市全般の業務に当てはまることだが、現在の行政は『公（団体自治）』と『民（住民自治）』の役割分担を明確にし、住民自治により力を注いでいかなければならない時代であるとされている。当課の所管する事業（交通安全及び防犯対策、消防、災害対策）においても、地域住民の力を必要とする事業であると認識している。市がすべての事業の主体となるのではなく、地域住民が主体となって取り組むことを市が支援する、という方向性を持って事業に取り組んでいただきたい。また、既に自主的な取組を進めている地区についても、引き続き適切な支援をお願いしたい。